

健康福祉総合推進計画の改定及び
介護保険事業計画、障害福祉計画、
障害児福祉計画の策定にあたり盛り
込むべき基本的な考え方について

(答 申)

概 要

令和2年（2020年）10月

中野区健康福祉審議会

< 目 次 >

第9期健康福祉審議会答申 概要（健康・介護・高齢者部会）	1
第9期健康福祉審議会答申 概要（地域福祉部会）	4
第9期健康福祉審議会答申 概要（障害部会）	6

第9期健康福祉審議会答申 概要（健康・介護・高齢者部会）

区は、中野区健康福祉総合推進計画の改定、第8期中野区介護保険事業計画及び第6期中野区障害福祉計画・第2期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、令和2年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」について第9期健康福祉審議会へ諮問した。これを受け、健康・介護・高齢者部会で検討を行った結果部分について、答申する。

第1節 ライフステージに応じて健康を維持・増進するための方策について

令和22(2040)年の高齢者人口のピークと現役世代の急激な減少を見据え、健康寿命を延伸し、高齢者が活動的な生活を送るための、生涯にわたる生活習慣や食習慣、運動・スポーツ、フレイル予防等の普及・推進について審議した。

1 子どもから高齢者までの健康づくり

ライフステージごとに、楽しみながら健康づくりに取り組める仕組みを検討する。また、フレイルの概念を周知するとともに、予防のポイントの一つである高齢者の社会参加の場を作る。疾病予防の観点からは、感染症対策の視点も取り入れる必要がある。

- ・保育園・幼稚園・学校と家庭・地域との連携による子どもへの啓発と、高齢者のQOL（生活の質）の充実
- ・あらゆる世代における生活習慣病予防の推進
- ・かかりつけ薬局の推進等による薬剤師と区民とのつながりづくり
- ・フレイルのさらなる普及啓発とオーラルフレイル予防の取組推進
- ・フレイル予防のための、高齢者の役割づくりの取組推進
- ・健康推進施策における感染症対策の位置づけ

2 食育の推進

子どもから高齢者まですべての区民が「食」に関心を持ち、健康に配慮した食生活を実践し継続することは、健全な育成、健康寿命の延伸、生活習慣病予防、フレイル予防等に寄与する。ライフステージに応じ、区民が興味を持てるような食育を推進していく必要がある。

- ・高齢者の食育にかかる取組の方向性の明確化、高齢者に推奨される食事を周知するキャンペーンの実施
- ・多種多様な教育方法、教育手段、教育素材を用いた食育プログラムの構築と持続
- ・若年層に対する、高齢期になったときの自らの健康を意識できるような取組の検討
- ・孤食の増加対策としての「誰かと食べる」という考え方を捉えた取組
- ・「新しい生活様式」等、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした区民の生活等の変化を健康的な食生活につなげていく働きかけ

3 スポーツ・健康づくり活動の推進

健康寿命の延伸のために、ライフスタイルに応じ、区民一人ひとりがそれぞれに合わせたスポーツ・健康づくり活動に取り組めるよう、支援や環境整備をしていくことが重要である。

- ・運動・スポーツに積極的な区民等により巻き込み型の活動が展開されていくような取組の推進
- ・介護予防事業と活動レベルの測定を結びつけた、データ分析に基づく運動機能向上の取組推進
- ・レクリエーションや文化活動、身体表現活動等と組み合わせた運動・スポーツ活動の提供
- ・「新しい生活様式」に基づいた運動・スポーツの実施推進
- ・運動・スポーツを通じて誰もが互いの個性を尊重し、支え合う輪を広げる取組の推進

第2節 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するための方策について

地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自らが持つ能力を最大限に生かし、要介護状態となることを予防する取組と、要介護状態になっても住み慣れた中野区で尊厳を保って最期まで生活できるような取組の方策について審議した。

1 介護基盤の整備

居宅サービスの受け皿が拡充されれば、在宅生活を継続出来る高齢者が増加し、施設入所のニーズが低下するため、人材確保や居宅サービス等を含めた全体の社会資源のバランスを考慮しつつ、施設整備の検討を行う必要がある。

- ・区独自の補助金等の事業者に対するインセンティブの強化
- ・土地所有者に対する、土地活用の選択肢の中から介護事業所を選んでもらうためのバックアップの充実
- ・基盤整備の実態をより反映するための、施設整備率に代わる指標の設定
- ・2040年を見据えた施設整備の推進

2 介護人材の確保・育成・定着

介護人材のすそ野を広げるためのイメージの改善、教育、研修等の人材育成とキャリアアップ、定着支援と、それぞれのステージによる取組を総合的に実施し、懸念が広がっている介護人材の不足に対応していく必要がある。

- ・区内の高校生や専門学校生、大学生という将来の介護人材の確保・育成策の検討
- ・定着支援に向けた離職要因の詳細な把握と達成目標の量的設定
- ・元気高齢者が福祉分野で活躍できるための施策の検討
- ・対象となる職員数を把握した上での研修計画や、東京都の研修との連携等
- ・これまでに区が実施した介護人材対策の効果を再検証した上での有効な施策への取組

3 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に則り、認知症になっても住み慣れた地域で継続して暮らせるように地域全体で認知症の人やその家族を支える地域づくりを進める必要がある。

- ・「認知機能検診」の目的の明確化及び訴求力の高い名称の検討
- ・介護サービス利用調査のほか、区が把握するデータの多角的な分析と施策への反映
- ・地域住民・団体の活動による認知症理解の促進
- ・認知症の人本人の発信支援
- ・区内に少数ながら存在する若い介護者に対する支援の検討

第3節 第8期中野区介護保険事業計画に盛り込むべき基本的な考え方

令和22(2040)年を見据えたサービスの必要性、必要量を含めた介護サービス見込み量と保険料の設定の適正な実施のため、これまで行ってきた事業の実施状況や調査の結果等、具体的な数値に基づく客観的な分析・評価と、浮かび上がる課題の明確化について審議した。

1 介護予防・生活支援サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の創設により、地域の活動団体・ボランティア等による住民主体サービス等、様々な主体による多様なサービスを増やし、地域の実情に合わせた効果的なサービスを提供していくことが求められる。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した、介護予防プログラム、介護予防メニューの内容・手段等の見直しの検討
- ・介護予防に至る健康づくりの観点からの感染症全般についての教育や情報提供等の実施検討
- ・高齢者自らが介護予防に取り組みたくなるようなモチベーション向上の仕組みづくり
- ・介護予防事業は65歳以上区民が対象であるところ、予防の観点で若い年齢から対象となる事業の検討

2 新型コロナウイルス等感染防止下における取組

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を徹底する一方、サービスの中止や利用自粛による心身の健康面への弊害にも配慮する等、高齢者の健康状態の維持・改善に向けた支援が必要である。

- ・介護事業所の団体との資源融通等にかかる協定等の検討
- ・介護業と他業態とのダブルワークの推奨等の新たな工夫
- ・在宅勤務の増加と介護サービス事業所の利用自粛による介護負担増の影響を想定した計画策定

第9期健康福祉審議会答申 概要（地域福祉部会）

区は、中野区健康福祉総合推進計画の改定、第8期中野区介護保険事業計画及び第6期中野区障害福祉計画・第2期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、令和2年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」について第9期健康福祉審議会へ諮問した。これを受け、地域福祉部会で検討を行った結果部分について、答申する。

第1節 地域共生社会の実現に向け、区、関係機関、事業者、地域団体等が協働して子どもから高齢者までを地域で支えるための方策について

高齢者、子どもと子育て家庭、障害者の他、生活困窮者や引きこもり、一人親等の生活に課題を抱えた人も含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための相談・連携・支援体制等について審議した。

1 全世代向け地域包括ケアシステムを実現するための相談・連携体制について

様々な相談支援機関の機能や相談・連携体制の強化が図られるよう、圏域の再編成をしていくことが求められている。また、多様な地域の主体との積極的な連携により、地域全体のアウトリーチ力を向上させていく必要がある。

- ・すこやか福祉センター、地域包括支援センター、区民活動センターの各圏域の再編成
- ・多様な地域の主体との積極的な連携による包括的な支援体制の強化

2 すべての人に対する包括的な（切れ目のない）支援

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への重点的なアプローチ、障害者の見守り対象者名簿を活用した活動の支援が必要である。また、見守り・支えあいには協定先の拡大やICTの活用も検討してもらいたい。

さまざまな主体が地域活動に取り組むことが求められることから、公益活動を担う多様な人材や団体が活躍できるような支援を行っていく必要がある。

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）及び民間賃貸住宅の賃貸人（家主）には、居住支援協議会において適切な支援を実施する体制を構築する必要がある。

- ・支援が必要な人の早期発見と的確な支援や見守り対象者名簿を活用した活動の支援、見守り・支えあい協定の締結先拡大等の地域の見守り支えあいの推進、ICTを利用した見守り支えあいの検討
- ・公益活動を担う多様な人材や団体が地域で活躍できる支援
- ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人への入居前から退去まで切れ目ない適切な支援体制の構築

3 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制の充実

すべての子どもと子育て家庭が地域の中で安心して、子育て・子育てができていける状態を実現するためには、子どもと子育て家庭を取り巻く、身近な地域での相談支援体制の充実を図っていくことが必要である。

- ・新たな児童館設置に伴う子どもや保護者の相談機能や他団体との連携機能の強化
- ・（仮称）総合子どもセンターの開設を契機とした相談機関への接続を地域全体へ浸透させる取組や専門的な人材の育成や確保
- ・地域の関係機関等の連携強化と子どもの権利について普及啓発

4 成年後見制度の利用促進について

制度について、具体的にきめ細やかに分かりやすく伝えていき、関係機関や地域住民と連携を図り必要な支援につなげていくことが必要である。

- ・制度について工夫した周知の方法
- ・早期発見、早期支援のための連携強化

第2節 地域生活課題に対応するための包括的な支援体制の整備について

今後の全世代向け地域包括ケア体制構築及び地域共生社会の実現のためには、住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域課題を解決できる環境整備、多機関の協働により、地域生活課題に関する包括的な相談体制の強化、確立することが必要である。

1 多機関の連携、協働による支援体制

全世代向け地域包括ケア体制の推進していくにあたり、推進組織となる会議体の設置・運営形態や取り扱う課題、対象範囲等の見直しが必要である。

3つの支援の強化・発展には、幅広いネットワークをもった、コーディネーターとなれる人材が必要である。

住民主体で行われる見守りや支えあいには、専門職を加えていく仕組みも必要である。

- ・全世代向け地域包括ケア体制を推進する会議体の運営の整理
- ・「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の強化と発展
- ・住民主体で行われる見守り支えあいと医療、介護が連携する仕組みづくり

第9期健康福祉審議会答申 概要（障害部会）

区は、中野区健康福祉総合推進計画の改定、第8期中野区介護保険事業計画及び第6期中野区障害福祉計画・第2期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、令和2年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」について第9期健康福祉審議会へ諮問した。これを受け、障害部会で検討を行った結果部分について、答申する。

第1節 中野区における障害福祉の推進に向けて

第2節から第8節までに取りまとめた各論について、障害者（児）施策をめぐる国等の動向並びに第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針を踏まえて審議を行うことを確認した。

1 障害者（児）施策をめぐる国等の動向

平成18年に国連総会で、障害者の人権や基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択された。

わが国では平成23年に「障害者基本法」が改正され、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現が理念とされた。この理念を受け、「障害者差別解消法」では、国・地方公共団体に障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と障害者への合理的配慮が義務化されている。また、近年では、成年後見制度の利用促進や障害者の雇用促進、障害児支援等、障害者（児）施策に係る様々な法整備、制度改正が進められている。

2 障害部会における審議の概要

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針が示す基本理念及び重点的な成果目標等を考慮して審議を行った。

第2節 障害者の権利擁護

障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための、社会的障壁の取除及び権利擁護が必要な人が安心して制度を利用できる体制の構築について審議した。

1 障害を理由とする差別の解消の推進

区が実施した「令和元年度（2019年度）健康福祉に関する意識調査」の結果、「障害者差別解消法」の認知度は高いとはいえないことから、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止に対する区民の関心と理解を深めるとともに、必要かつ合理的な配慮の提供について柔軟に対応していくことが重要である。

- ・ 区の障害者差別解消に関する取組の公平性の確保と改善のための点検・評価
- ・ 事例の収集、検討、関係機関への情報提供等を通じた合理的配慮の提供の推進
- ・ 障害者差別解消推進のための区民や事業者への啓発活動の実施

2 障害者に対する虐待防止の推進

障害者関係機関等の虐待防止に関する意識の向上や連携の促進による虐待の早期発見や障害者や擁護者の支援、また、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のための居室確保が重要である。

- ・ 相談支援を通じた虐待の予防や早期発見等による障害者の虐待防止体制の強化
- ・ 関係機関の連携による緊急時の一時保護に係る支援体制の充実
- ・ 障害者虐待防止推進のための区民、養護者、事業者への啓発活動の実施

3 成年後見制度の利用促進

地域共生社会を実現するためには、知的障害、精神障害等があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えることが必要であるが、そのための重要な手段である成年後見制度の理解や活用は十分でないため、制度のさらなる利用促進が必要である。

また、改正社会福祉法では社会福祉法人も地域福祉の推進に努める主体と位置づけられているため、法人後見の活用についても検討されたい。

- ・ 成年後見制度の利用促進に向けた区民等への理解啓発
- ・ 「中野区成年後見制度利用促進計画」との整合性が図られた施策の推進
- ・ 社会福祉法人等による法人後見の活用に関する取組の推進

第3節 地域生活の継続の支援

障害者が自ら必要なサービスを選択し、主体性を持って生活を送れるようにするための、相談支援機関の重層的な連携と質の高い必要な量のサービスの提供等のあり方について審議した。

1 地域における生活の維持及び継続の支援

地域生活課題の解決に向けて地域包括ケアシステムを整備し、「重層的支援体制整備事業」の実施等について検討する必要があるほか、相談機能の充実・強化、実施体制の検討等を進める必要がある。

- ・ 全世代向けの地域包括ケアシステムのあり方についての検討
- ・ 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの相談を一体的に支援する「重層的支援体制整備事業」の実施の検討
- ・ 相談支援における障害当事者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 増大、複雑化するニーズに対応できる相談支援体制の充実・強化
- ・ 事業所への研修等を通じた障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 多様な障害特性や高齢化に応じて障害福祉サービスを拡充するための検討
- ・ 移動支援事業、意思疎通支援事業等の地域生活支援事業の推進

2 多様化するニーズへの対応

高齢障害者や重症心身障害児（者）、医療的ケアが必要な障害者等を含むあらゆる障害者からの多様化するニーズに応じた支援の検討や、障害福祉人材の確保・育成が必要である。

- ・地域のネットワーク拡大による高齢障害者への支援体制の充実
- ・利用者の声を反映した重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の展開
- ・医療的ケアが必要な障害者に対する環境の整備や支援の充実
- ・障害者の日中の通所後等の夕方の居場所ニーズに対する支援の検討
- ・難病患者の障害福祉サービスの利用促進に向けた取組の実施
- ・企業等での就労が困難な障害者の福祉的就労の場の確保
- ・障害福祉サービスの安定的な提供のための人材の確保・育成

第4節 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための、地域生活への移行促進と定着支援の体制整備について審議した。

1 入所施設からの地域生活への移行

施設入所者を受け入れたグループホームへの支援等による地域移行希望者への支援を行うとともに、地域での生活を継続するために自立生活援助や地域定着支援の提供体制の充実を図る必要がある。

- ・地域移行支援、自立生活援助や地域定着支援の提供体制の充実
- ・グループホーム等への地域移行、地域定着による施設入所者のさらなる削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区内の保健・医療・福祉の関係機関による重層的な連携による支援体制の構築を進めるとともに、新たに開設された地域生活支援拠点「i p p u k u」による精神障害者を対象とした地域移行支援事業の活用について、医療機関をはじめとする関係機関に訴えかけていく必要がある。

- ・保健、医療、福祉の関係機関による重層的な連携による支援体制の構築
- ・地域生活支援拠点「i p p u k u」を活用した精神科病院からの地域移行の促進

3 地域生活を支える資源の整備

障害者のニーズを慎重に判断しながら、知的障害者及び身体障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備については、基幹相談支援センター、すこやか福祉センター等と連携しながら、多機能拠点整備型と面的整備型を合わせた複合型の構築が必要である。

- ・障害の重度化、高齢化に対応できるグループホームの整備の誘導
- ・知的障害者や身体障害者のニーズに対応できる地域生活支援拠点の構築

第5節 障害者の就労と理解促進

障害者が地域で自立した生活を送るための、企業就労や就労継続支援事業所における工賃の向上及び障害者が当たり前に働ける社会を実現するための、障害についての理解促進の方策について審議した。

1 企業就労に向けた支援

区は、障害者に対する就労促進、就労定着支援を行っているが、区内の障害者就労支援事業所等との連携を強化し、より一層支援を充実させていく必要がある。

- ・身近な地域での雇用の場の確保に向けた企業への働きかけ
- ・就労移行支援事業所、就労定着支援事業所と就労支援センターとの連携の強化
- ・職場における障害者差別の解消のための理解促進の取組の実施
- ・企業就労の促進のための特別支援学校と障害者就労支援事業所との連携

2 就労継続支援事業所における工賃の向上

企業就労に至らない障害者の地域における自立した生活のためには、さらなる工賃の向上が求められ、そのためには、官公需を適切に就労継続支援事業所等への発注につなげ、各事業所の特色を活かした取組の推進が必要である。

また、自分のペースで働いたり、日中活動の場を確保し社会との繋がりを持ちたいと希望する障害者のための、区独自の新たな支援策も検討されたい。

- ・優先調達の仕組みを活用した就労継続支援事業所等に対する区役所業務の継続的な発注
- ・就労継続支援事業所における需給のミスマッチを改善するための支援
- ・就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた創意ある取組の推進
- ・「コロナ禍」による経済停滞等が見込まれる今後の社会を見据えた就労促進、工賃向上への取組の推進

第6節 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長できるよう、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境を整備するための、ライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制について審議した。

1 早い段階からの気づきと支援

保護者が子どもの発達について早い段階で気づくことができるよう、区民にとって分かりやすい関係機関の相談体制に関する情報提供や保護者向け広報媒体の作成等、保護者の早い段階での気づきにつながるような環境の整備を検討すべきである。

- ・子どもの障害や発達特性に関する身近な地域での情報提供や相談の支援
- ・保護者に対する気づきの段階からの適切な支援

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害や発達に課題のある子どものそれぞれのライフステージにおいて、関係機関が密に連携

を図りながら、切れ目のない一貫した支援を行うことが重要である。

- ・ 早期からの切れ目のない一貫した支援の継続
- ・ 関係機関の連携による支援

3 保護者・家族への支援

特に、障害特性や発達課題を受け入れるまでの過程における保護者や家族の不安感の高まりに対する、十分な配慮と気持ちに寄り添う支援が必要である。

- ・ 発達相談体制の充実
- ・ 子どもの発達に不安を抱える保護者に対する支援の充実
- ・ 保護者自身のリフレッシュにつながる支援

第7節 子どもの発達支援に係る専門的な支援の充実と質の向上

障害児やその家族に対し、身近な地域で質の高い専門的な発達支援を行うための児童発達支援センターの役割や、医療的ケア児支援のための医療的ケアコーディネーターの配置等、地域の重層的な支援体制の構築について審議した。

1 障害児通所支援事業者の質の向上

障害児通所支援の利用者は増加傾向にあり、事業所も増加しているが、支援の具体的な方法や内容は様々である。子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう支援の質の向上が求められている。

- ・ 研修や検討会等による障害児通所支援事業所の質の向上のための支援
- ・ 障害児通所支援事業所の発達支援の内容の質を評価する仕組みの構築

2 障害児相談支援事業所の整備と体制構築

障害受容に揺れる保護者や家族に寄り添い、母子保健や医療機関、保育所や学校等の関係機関と連携していくためにも、身近な地域の実情を知った専門的な障害児相談支援事業者の体制整備が必要である。

- ・ 相談支援事業者数と相談支援専門員の増加
- ・ 相談支援における専門性を持つ人材の確保・育成

3 重層的な地域支援体制の構築

障害福祉計画に係る基本指針に基づき、障害や発達に課題のある子どもへの地域支援の強化を図ることにより、地域社会への参加や包容を推進するとともに、地域における関係機関の役割分担を明確にし、十分な連携が確保された重層的な支援体制の構築が求められている。

- ・ 児童発達支援センターの役割と位置づけの検討
- ・ 区立療育センターの相談体制の充実
- ・ すこやか福祉センターを中心とした支援体制の整備

4 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援

障害児福祉計画に係る基本指針においては、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が基本とされている。

- ・医療的ケア児の受入れの促進
- ・関係機関同士の連携体制の強化

第8節 地域社会への参加や包容の推進

地域社会への参加や包容の推進のための、一人ひとりの子どもの状況に応じた必要な支援を受けられるような体制の整備と地域の障害理解や合理的配慮の促進の方策について審議した。

1 地域生活における支援の充実

障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との連携を図りながら、一体的な支援の実施体制を構築することが求められる。

- ・量的拡充と質的確保による一般施策での受入れの拡充
- ・個の特性に応じて十分な教育が受けられる環境の整備
- ・専門機関による後方支援の強化・拡充

2 地域社会の障害理解や啓発

障害児福祉計画の基本指針において示されるとおり、共生社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障害児（者）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。

- ・地域社会における子どもの障害や発達特性の理解の促進